

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成30年9月27日（木曜日）

午前9時30分～午後3時05分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 高 木 法 生 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 安 富 法 明 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
岡 山 隆 委 員 杉 山 武 志 委 員
荒 山 光 広 議 長

4. 欠席委員 な し

5. 出席した事務局職員

綿 谷 敦 朗 議会事務局長 大 塚 享 議会事務局長補佐
篠 田 真 理 議会事務局主任

6. 説明のため出席した者の職氏名

西 岡 晃 市 長 篠 田 洋 司 副 市 長
石 田 淳 司 市長公室長 田 辺 剛 総 務 部 長
波佐間 敏 上下水道事業管理者 杉 原 功 一 上下水道局長
大 野 義 昭 市民福祉部長 佐々木 昭 治 総 務 課 長
岡 崎 基 代 監査委員事務局長 細 田 清 治 会 計 管 理 者
三 戸 昌 子 上下水道局次長 中 嶋 一 彦 市 民 課 長
竹 内 正 夫 財 政 課 長 河 村 充 展 高 齢 福 祉 課 長
内 藤 賢 治 地域福祉課長 河 田 哲 也 施 設 課 長 補 佐

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（末永義美君） おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会します。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案6件につきまして、審査をしていきたいと思いますので、御協力のほど、よろしくお願いします。

議長、御報告等ございませんか。

○議長（荒山光広君） 本委員会に付託されました議案のうち、議案第90号につきましては、一昨日、市長のほうから報告がありましたように、消費税に関する問題を含んだ議案でございます。

また、のちほど議案のときに、執行部から詳しい説明もあろうかと思えますけれども、委員の皆さんには慎重な審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（末永義美君） なお、竹岡委員におかれては、監査委員であり、各会計歳入歳出決算については、監査委員として意見書を提出されておられます。

また、美祢市議会議員申し合わせ事項によりまして、議員から選出された監査委員は、この場での質疑、御意見を控えさせていただくということになっておりますので、その旨よろしくお願い申し上げます。

また、決算の認定議案6件ですので、会議規則第88条の規定により一括議題として、各議案の説明後、質疑を行い、6件の議案説明、質疑終了後、必要であれば市長に出席を要請し、総括質疑を行ったのち、各議案の討論及び採決を行うこととしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事の都合により、最初に議案第90号、続いて、議案第88号について説明を受け、質疑を行うこととしますので、よろしくお願いします。

それでは、議案第90号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。よろしくお願いします。杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君） それでは、議案第90号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

この事業は、農業集落における農業用用水の水質保全、生活環境の改善を目的として、し尿、生活排水等の汚水を処理する4施設、地域を管理しております。

まず、最初に、歳出についてでございます。

主要施策成果報告書 27 ページ、イ歳出、1 農業集落排水事業費、平成 29 年度決算額 1 億 7 6 万 8, 0 0 0 円、2 公債費、1 億 2 3 5 万 7, 0 0 0 円でございます。合計 2 億 3 1 2 万 5, 0 0 0 円で、対前年度比較 1, 0 5 6 万円の減となりました。

次に、決算書でございます。

決算書の 175 ページ、中ほどの節 27 公課費 1 5 9 万 2, 5 0 0 円、これは、事業収益に係る消費税で、内訳は、本来、平成 28 年度で申告納付すべき、平成 27 年度確定申告分 5 5 万 6, 0 0 0 円、これに係る無申告加算税 2 万 7, 5 0 0 円及び延滞税 1 万 2, 5 0 0 円、平成 28 年度確定申告分 9 9 万 6, 5 0 0 円でございます。

次に、主な事業として決算書の同ページ、上から 12 行目、節 13 委託料 7 5 9 万 8 3 2 円、これは、主に、国庫補助事業である農業集落排水施設の最適整備計画策定の費用でございます。

次に、不用額の多いものとして、同ページ下から 12 行目、節 11 需用費 1 7 0 万 7 9 2 円の残額、これは、主に、処理場及びポンプ場の故障が少なかったことによる修繕の減によるものでございます。

下から 13 行目、節 13 委託料 1 0 8 万 2, 5 6 3 円の残額、これは主に各施設から出る汚泥の量が少なかったことによる処理費用の減でございます。

次に、歳入でございます。

主要施策成果報告書 27 ページでございます。

ア歳入、1 分担金及び負担金 1 2 万 4, 0 0 0 円、使用料及び手数料 4, 3 5 0 万 2, 0 0 0 円、対前年度比較 4 8 万円の減。国庫支出金 6 0 0 万円は、歳出で御説明いたしました農業集落排水施設の最適整備計画策定に対する国庫補助金でございます。

4 繰入金 1 億 5, 3 4 9 万 7, 0 0 0 円は、対前年度比較 8 2 0 万 6, 0 0 0 円の減、5 諸収入 2, 0 0 0 円で、歳入合計 2 億 3 1 2 万 5, 0 0 0 円、対前年度比較 1, 0 5 6 万円の減でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終了しました。それでは、質疑を行います。波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 委員長のお許しをいただきましたので、一言申し上げたいと思います。

先日の本会議において、市長も申し上げましたように、また、ただいま公課費の中

で説明いたしましたように、議案第90号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算における消費税の申告納付に関連し、不適正な事務処理がありました。ここにお詫びを申し上げます。

農業集落排水事業における消費税は、4月1日から翌年の3月31日の各事業年度終了後、6カ月以内に、確定申告及び納付することが定められておりますが、平成27年度事業年度分に係る確定申告については、平成28年度に行うべき申告の事務を怠り、次年度の平成29年7月に未申告であることに気づき、即座に申告納付を行ったものであります。

しかしながら、法定申告納付期限を約10カ月経過したのちの申告納付であることから、無申告加算税2万7,500円と延滞税1万2,500円が課されたところであります。

本来、この無申告加算税及び延滞税の合計4万円は、法定期限内に申告納付をしていれば発生しないものであり、この納付により、美祢市に損害が生じたものと認識しております。

したがって、このたびのように申告納付義務を怠ったこと、またそれに伴い、無申告加算税及び延滞税を支出し、市に損害が発生したことは、法令遵守の模範たるべき、事務執行においてあってはならないことであり、市民の皆様の市政に対する信頼を大きく損なう事案であると重く受けとめております。

担当職員には、厳重注意をするとともに、上下水道局職員全員、その責任の重大さを痛感しております。ここに深くお詫びを申し上げ、今後、市民の皆様の信頼を回復するため、予算執行に携わる職員の研修能力の——研修及び能力の向上を初め、上下水道局を挙げて、具体性、実効性のある管理チェック体制の構築等、さまざまな観点から、ミス根絶に向け、再発防止に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今後の再発防止策について、若干申し述べさせていただきますと、上下水道局は、管理業務課と施設課の2課4係及び分室があるわけですが、それぞれの業務において、担当者のみで事務遂行することではなく、常に情報を共有し、複数の目でチェックができる体制を構築していくことが重要であると考えております。

さらには、今回の消費税を含んだ会計事務に関して言えば、現在、特別会計から公営企業会計へ移行するべく、資産の調査、台帳整備等の基礎事務を行っており、平成32年度会計から公営企業会計に移行する予定であります。公営企業会計に移行すれ

ば、消費税を抜きにしての予算決算はありませんので、こうした事態は再発しないものと考えております。

また、監査意見書に指摘がありますように、平成29年の地方自治法改正により、都道府県及び政令指定都市においては、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務づけられたように、美祢市においても、とりわけ法令遵守の観点から、内部統制制度の構築が重要と考えておりますので、今後は、国、県からの情報も得て、これに鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 委員長のお許しをいただきましたので、一言私からお詫び及びちょっと追加で申し添えさせていただきたいと思います。

詳細につきましては、ただいま波佐間事業管理者が申し上げたとおりでございます。全く弁解の余地はないわけでございます。改めまして、お詫び申し上げる次第でございます。

当事務に携わっていた当時の職員に対する措置、処分の件でございます。監査結果を踏まえ、また当時の職員の事情聴取、そして先だって、それを踏まえて、分限処分審査委員会規定に基づき、審査会——処分審査会を開催したところでございます。

改めて、職員に対しては、きちっとした適正な処分を課すこととしておるところでございます。

再発防止策につきましては、今、波佐間事業管理者が申し上げましたが、全庁を挙げて法令遵守、しっかりとした事務処理に努めたいと思いますので——ことを申し添えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 議案説明に続き、今、事業管理者及び副市長のほうからの御発言がございました。この発言を含めまして、改めまして、質疑のほうを進めてまいりたいと思います。では、質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今ですね、波佐間上下水道事業管理者のほうから、平成28年度の事務処理の中での消費税の手続に不手際があったと、こういう説明がありました。

それで、その辺、我々もよくわからないんですけど、通常ですね、消費税の納付手順というものが、基本的にはどのように行われてきたのか——いるのか、この辺

についてよくわかりませんので、この辺を御説明お願いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

会計システム、消費税の支払いについての問題でございますけれども、通常、消費税は事業期間が終わりまして、特別会計でしたら、6カ月以内に支払うことになっております。

先ほど、管理者が説明いたしましたように、公営企業会計になったら、決算の中で、必ずその事務を行うということを申し上げましたけれども、そのことについて説明いたします。

水道及び下水道事業は、その年度の決算整理事項として、消費税を計算して申告いたします。消費税の計算をしないということは、事務的な観点から考えられないことでございます。

また、発生主義でございますので、発生主義の法則から、未払金として決算をしておりますので、公営企業は会計期間が終わりましても、未払金の精算で、会計期間の終了後、3カ月以内に申告をし、支払いするようになっております。

しかしながら、農業集落排水事業については、いわゆる官公庁特別会計で処理しております。一般会計と同じ、財務会計システムを使っておりますので、税込みの会計処理をしているところでございます。

また、官公庁の特例により、農業集落排水事業については、会計期間の終了後6カ月の支払いの申告——6カ月後までの申告、支払いとなっておりますので、次の年度の9月に申告と支払いをするものでございます。

また、一般会計は未払金という概念がありませんので、次の年度の予算で支払うというシステムになっております。

また、5月の出納閉鎖時期には、消費税の計算をまだしていない状態でございますが、9月になって、前年度の消費税の計算をして、確定申告をするという事務の運びになっておりますので、消費税の申告事務は、一連の決算処理の流れの中にはないことから、職員の業務に対する認識が特に必要になると考えておりますけれども、その認識が不足していたものと——ものでございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君）　それで、その辺のことはわかるんですけども、特に、平成２８年度の事務処理の中で、平成２７年度に関する消費税の申告手続、並びに消費税の納付について、不適切な対応があったという説明でありました。

それで、これは執行業務として、定例的にですね、いつも決まりきった消費税の申告手続と納付については、もう当たり前の事務処理であるにもかかわらず、何ゆえ無申告となり未納付となったのか、ちょっと理解に苦しむんですよ。

それで、何ゆえそのようになったのか、もう一度、そのところの本質というか、その辺がわかれば、分析しておれば、御説明をお願いしたいと思います。

○委員長（末永義美君）　杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君）　これにつきましては、当然ながら、職員の認識不足ということと——認識不足ということが大きな原因でございます。

言い訳になるかもしれませんが、当時の体制の異動、職務の内容等が重なりまして、その認識不足から職員が失念したものでございます。

これはあくまでも管理体制、チェック体制が不十分であり、認識不足であったと反省しております。

以上です。

○委員長（末永義美君）　よろしいですか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君）　そういったところのお答えしか出てこないかなって思っておるんですね。それじゃあまた同じことをね、今の御答弁だけであったら繰り返してされるのではないかと、ちょっと心配のところがありますね。

それで、今回の無申告、未納付ということで、法定申告納付期限までに、国に申告納付を行わなかったということは、法令に違反し、事務処理を怠っていたということと言わざるを得ないわけですね。これは市民に対する——市民の市政に対する信頼を、私は大きく損なった事案であると思っております。

今後ですね、どのようにして——さっき波佐間上下水道事業管理者のほうから説明もありましたけれども、監査委員の指摘事項、そういったところをしっかりと実施していくということも言われておりましたけれども、今後、どのようにして、こういった点ですね、信頼を回復していくのか、この辺について、最後もう一度お尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君）　杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の問題が起きたのはなぜかということで、分析から始めまして、発生の経緯、上下水道局の体制、それと業務分担、消費税業務の内容、失念の理由等を詳細に分析いたしました。

その結果、再発防止といたしましては、ありきたりかもしれませんが、職員全員に対しまして、このたびの事案について、周知徹底をまず行いました。

続きまして、このような、年に多数ある業務でないものにつきましては、特にチェックリストを作成いたしまして、その内容を確認しながら仕事をしていこうということで、作成をしております。

例えば、何月にどういう形で準備を始めるということと、研修等があれば、それに参加することを忘れないようにというような内容を含めまして、上司からもチェックができるような体制のチェックリストを作成しております。

そのほか、チェックリストを中心として、チェック体制の確立ということ。例えば、同じ施設課のほかにも消費税を扱う課がありますので、そこを確認をしながらやるとかいうことをいたしまして、そのほかにも、職員の、この業務に関するものではなく、広く職員の能力を向上するために、研修も積極的に参加するということで、防止対策ということで進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに。高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） では、関連といたしまして申し上げたいと思いますが、この農業集落排水事業特別会計における消費税の単年度支出は、通常、どのくらいの程度になるのか、もしおわかりになればお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君） 単年度で言いますと、基本的に１００万前後、１００万ちょっと超える形になると思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。安富委員。

○委員（安富法明君） 二、三お伺いすることになると思うんですが、今、本件が取り上げっていいですか、公になってる発端はですね、住民監査請求があったということですね。それに対する、監査委員からの監査結果の報告が出ております。それを見な

がらですね、今思うんです。質問するわけですが、結局、２７年度——説明にありましたように、２７年度分の消費税について——消費税——地方消費税についての申告を怠った、気がつかなかったということですね。

それが結局、２９年度に当該年度２８、９９万６，５００円ですか、それと無申告加算と延滞税４万円を加えた１０３万６，５００円なんですが、この支出があります。

それから、７月に、２７年度分の５５万６，０００円ですか、支出があります。

そこで、２９年度中の支払い——今説明がありましたように、実質的に、この２９年度のこの決算金額において——決算金額で、要するに、今までの申告漏れについての措置は完了したというふうにとっていいわけですかね。

だから、２９年度の決算——公費から支出した１５９万２，５００円が支出をしてあるわけですが、これで、今までの２７年、２８年——２８年は結局、申告がされ——納付額っていうのはないんですよ。要するに、この２カ年分が、これで完了したっていいですかってことです。

○委員長（末永義美君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 安富委員の御質問にお答えいたします。

２９年度予算において、本来、２８年度に申告納付すべきであった、２７年度事業分の確定申告５５万６，０００円と無申告加算税、延滞税４万円、これが２７年事業年度分、本来、２８年度に納付すべきであった消費税であります。

さらには、平成２９年度におきまして、平成２８年度確定事業年度分の確定申告９９万６，５００円ということで、納付をいたしております。

さらには平成２９年度、この確定申告を行ったことにより、９月に行ったことにより、平成３０年の３月末に中間申告を行っております。消費税の税額申告、申告そのものは３月末に済ませまして、税務署のほうに報告しております。

この納付期限が——この法定納付期限が平成３０年の４月２日、曜日の関係で４月２日になったこともありまして、平成——その中間申告に係る消費税は、平成３０年度に入りまして支払いをいたしております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 今の説明ですと、結局、この件に関して、平成３０年度の決算においても同じような議論をするというか、事案が出てくるということですよ。そ

れで——そういうことになるんですか。

○委員長（末永義美君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 安富委員の御指摘のように、平成30年度予算におきまして、この平成29年度の間申申告、消費税の支払いをいたしたという事案でございます。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 実質的には、平成27年度分の消費税については、平成28年度に気がついて——気がついちゃったんですね。二十——29年か、そうですね。28年度に気がついてなく——29年ですね。29年に気がついておられるんですよね。

要は、気がつかれた時点で、議会に対する報告といいますか、補正なり——専決なりでしょうかね。不足する額について、そういうふうな、行政上の財政運営上の問題としては、とれる措置がほかにもあったんじゃないですかね。

○委員長（末永義美君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） ただいま安富委員の御指摘がありましたように、平成29年度に、この消費税の未申告ということが発覚し、その後、即座に過年度分については、未申告納付をしたところですけど、当該年度の確定申告税額と中間申告——その後の中間申告の消費税額等の把握等について、安富委員御指摘のとおり、最善の方策としては、予算の補正なりといいますか、専決処分等の手段が最適だったというふうに、今は考えておりますけど、当時として、その認識が欠落しておりまして、こういう事態になったということでございます。申しわけございません。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 質疑の回数超えてるのかもしれませんが。基本的にですね、一応、地方公共団体ですから、議会がそこにあるっていうのは、前の件でも申し上げたと思うんですが、対応としては、失念したっていうか、忘れたっていうことに対して、何か真摯な態度、やっぱり感じないところを思います。そのことはひとつ申し上げて、もう少しですね、住民なり議会に対してもそうですが、適切な対応は私はあったというふうに思っておりますから、申し上げておきます。

もう一つ、実質的に29年度中の支払いなんですけど、159万2,500円ですよ。予算措置が——予算が、159万2,000円しかないんですよ——だと思う

んですよ。

この差額等が出てるんですが、これについては、どういうふうにされたんでしょう。

○委員長（末永義美君） 杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君） ただいまの安富委員の御質問にお答えいたします。

不足分につきましては1, 000円流用という形でさせていただきました。

以上です。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 監査結果の報告書に、その辺のことは実は書いてあります。

通常ですね、予算上、目・節については、流用がきくように思っておったんですが、私は内容によっては、これ流用しちゃいけない——例えば、税なんかですよ。いけないんじゃないかと思うんですが、そんなことはないんですか。

○委員長（末永義美君） 杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君） この流用につきましては、可能ということで判断しておりまして、実施しております。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 一応ですね、私もいろいろ検討するというか——調べたんですが、県の規則を準用されてるんであれば、どうもできないんじゃないかっていうふうに思っておるんですが、その辺は大丈夫ですか。

○委員長（末永義美君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの安富委員の御質問にお答えしたいと思います。

本市の流用に関する規定でございますけれども、参考として県の基準に照らして、おおむね判断しておりますが、このたびの公課費の流用については、規程等に規定したものはございませんので、流用は可能であると考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、ちょっと説明がありましたけれども、今回、予算決算の決算書ですけど、175に公課費について支出済額とか、そういったことの不用額が500万あります。

それで、今公課費——それで500円やったね。不用額が500円。それで今、安富委員のほうから御質問の中で、公課費の流用の禁止ということがあって、それは大

丈夫なのかって今質問があったと思います。

それで、公課費の流用禁止が何かあって、何か県のほうでは、それがいいのかどうか、ちょっとあやふやな自信がないような答弁でしたけれども、実際、他市でこういった公課費で流用している例というのは、他市にたくさんあるのかどうか。もっと不用額が出るような形になっても別に問題ないかどうか、この辺について、ちょっとよくわかりませんので御説明願いたいと思います。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 予算の流用について、市の守らなきゃいけない準則っていいですか、何かそういうふうな規定があったら、ちょっと見せてもらえないですかね、資料として。

○委員長（末永義美君） これは、執行部において、資料請求という形で進めてよろしいでしょうか。では、ここで——竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） 本市におきましては、流用に関する規程等の設置はございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） 先ほど安富委員の発言の中にありました県の規程、これらが明確にわかるような資料があれば——済みません。県のほうの予算規則の書面がもし拝見できれば、その資料請求をこの場でお願いしたいんですけども。

では、ここで暫時休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時55分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、審査を再開します。

改めまして、質疑のほうは——御発言ございませんか。（発言する者あり）ああそうか、そうですね。申しわけございませんでした。先ほどお願いしました、執行部のほうからの資料のほうの御提出、この辺はいかがでしょうか。今、各タブレットのほうに配信が行われています。ごらんください。

では、この文書について、口頭での説明のほうをお願いしたいんですけども、どなたかされますでしょうか。竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） それでは、先ほどの継続になりますけれども、予算の流用

のことにつきまして、今配信されました資料をもとに説明させていただきたいと思います。

このたび配信させていただきましたのは、美祢市の財務規則第15条、16条でございます。15条におきまして、予算の流用の項目について規定がございまして、第3項ですか——3項で、「各課等の長が予算の執行上必要がある場合において、歳出予算の目的に反しない範囲内で、歳出予算に係る目、事業区分又は節の経費の金額の流用について」流用ができるというふうに書いてございまして、節間であれば、これでいきますと、目——目以下の節間の流用については、特段の規定——流用禁止等の規定はないということになっておりまして、流用にかかわる本市の規定は、この15条だけになっております。

それと先ほど、私の答弁の中で、県の運用について、準用するという形で発言をいたしました。県の運用について、参考にして、流用調書が回ってきた際に、財政課のほう——財政課長として、流用を判断する際の参考としては、使わせていただいておりますけれども、最終的な判断については、流用禁止、この款・項以外、目以下の節につきましては、流用をしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 提出資料についての説明が今終わりました。改めまして質疑のほう——安富委員。

○委員（安富法明君） 私も通常、目・節については、流用をしてもいいよということにつきましては、申し上げたというふうには思うんですが、県の財務規程っていうか、その予算の流用について、準用っていうか参考をしているっていうことなんですが、あまり参考にされていないような——なのかなっていうふうな印象を受けます。

そこで、お聞きをするんですが、結局、平成27年、28年に消費税未納付っていうふうな結果になって、29年度に処理をしたよと、こういうことです。

先ほどの質疑の中で、答弁をされました。これで終わりですかって言ったら、いや実は、平成30年4月以降に支払わなきゃいけない分がありますよっていうことで、実は予算を見てみますと、平成28年度が159万2,000円、29年度が159万2,000円、同じような金額が組まれております。平成30年は174万3,000円ということですよ。確かに、それなりの予算が組まれておるのかなというふうに思うんですが——思うんですが、仮にですね、流用ができるっていうこと

であれば、30年に繰り越さなくっても、29年の、例えばですよ、中間申告ってありますか、納付あたりもですね、流用してやればいいじゃないですか。そうすれば、それなりに短期間に問題点の解消といいますか、その解決策にはなるというふうに思えますよね。その辺は、どうしてそうならないんでしょうかね。

○委員長（末永義美君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） ただいまの安富委員の御質問ですけれども、本来でありますれば、先ほどの安富委員の御質問に——御指摘にもありましたように、流用という手段ではなくて、補正予算なり、専決処分において、正規の——最善な方法により予算確保し、執行するのが適切であろうというふうに、御指摘もありましたように、そのとおりであろうと考えております。

先ほども答弁させていただきましたけれど、そういう予算編成の考え方に至らず、こういう事態になったわけですが、ただいま御質問の中間申告についても、予算流用すればいいのではないかという御質問ですが、今回、予算流用させていただいた分は、確定申告における1,000円の——99万6,500円に対する——中における500円が不足していたという状況での予算執行上、必要があるという考えで流用させていただいた分でありまして、中間申告に相当する約50万円の消費税額につきましては、流用において対応するという事は、それこそ不適切な対応になるかという判断によったところでございます。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 何となくわかるような気もするんですが、予算執行上、もう不適切なのは、そこだけが不適切なんじゃなしに、未納付っていう事態、気がつかなかったっていうことで不適切なわけですし、それが例えば、今、29年度の決算審査をしてるわけですが、28年度の審査——決算審査においては——どうなんですかね。私記憶が余りないんですが、この辺の27年度において、未納付であったっていうふうなこと等については、どういう説明をされたんですか——説明されなかったんですかね。

○委員長（末永義美君） 杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この件につきまして、詳細な内容については説明はしておりませんでした。

以上です。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） じゃあ、気がついておられたけれども、実際に気がついたのは 29 年にはなるんでしょうけれども、このときは、まだ気がつかないから説明をしなかったということでもいいですか。

○委員長（末永義美君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 安富委員の御質問ですけれど、平成 28 年度に申告納付すべき消費税の事務について、28 年度中は全く失念しておった状態で、29 年度に入りまして、前年度の出納閉鎖をしたのちに、29 年の 7 月に無申告ということに気がついたという状況です。

したがいまして、昨年——その後、即刻、申告納付手続を済ませておりまして、昨年度の平成 28 年度の決算審査のときには、公課費においては、自動車重量税の支出のみがありまして、その分について御説明をし、不用額として、約 100 万円の不用額があるという説明をさせていただいた状況です。

以上です。

○委員長（末永義美君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 済みません。今、ただいまの訂正させていただきます。

不用額があったという、その公課費についての説明は、特段にはいたしておりません。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） もう回数を大幅に超えていますので終わりたいと思いますが、基本的に、後で市長の出席も考えておられるようでございますので、一番大切なことは、今後、どういうふうな対策をするかっていうことだろうというふうに思いますし、多少、その辺についての事業課からの説明は——事業局からの説明はあったわけですが、市長にかかわる部分も大きいというふうに思っておりますので、そのときに、また意見を言わせていただきたいというふうに思います。私は、終わります。

○委員長（末永義美君） そのほか質疑はありませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 私からは、大きく 3 点、過去と現在の状況と今後のことについてお尋ねします。

過去のことで言いますのが、その発見の経緯に関するものであります。

先ほど御説明の中で、先日もあったんですけど、当時の担当職員のスキル不足という辺を話されたと思うんですが、現場の管理者ですね——の責任ですとか、そういったものは一切語られていないと。現場の管理者っていうのは、そういった書類に目を通されないものなのかと、そこが1点。

2点目は、先ほどの説明の中にも、事務所観点から、あり得ないという言葉や消費税を未執行等を考えたが、念のためというふうな文言があるんですけど、市民は、1,000円の税金等でも苦しんでおるわけですね。それなのに、十数万、もしくは数百万単位のことを忘れるかっていうことですね。

この監査報告書の中にも、すごく温厚な方が監査されたのか、重大な過失については認めないような文言がありますけど、私は十分な、重大な過失と思います。

昨年12月にですね、私が一般質問しました固定資産税のことなんですけど、そののちに調査されましたら、ことしの3月、三十数件、七百数十万円の固定資産税の返還が生じております。これに関して、国民健康保険税ですね、これにも返還が生じております。市職員の税に関する意識の薄さ、これをすごく痛感するんですが、その辺を一体どうお考えなのかと。

そうした中で、先ほど、後日、処分審査会等を行われるというふうなお話もありましたけど、これは十分に、重大な過失に当たるんじゃないかという認識でおります。ここに、重大な過失についてっていうことで調べられたようで、甚だしく注意義務を欠くことを言い、わずかな注意さえすれば、結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態を示すと。これは、最高裁においても同様の文言で発信されておるようなんですけど、私は十分これに該当するのではないかという思いがしております。その辺をどうお考えなのか、2点目御説明いただきたいと。

それと、その2点目の中にはですね、職員の賠償責任も含まれようかと思います。法で言いますと、243条の2、美祢市職員の服務規程で言いますと37条に賠償責任があります。これは、今現在、上限をうたっていないものでありますので、この辺について、どういうお考えか伺いたいと思います。

3点目、今後のことなんですけど、先ほど、お話の中で、内部統制という言葉がありました。内部統制については、閣僚が、29年5月と29年の12月に閣議を行っております。指定された都市については、即座に実施し、それ以外の市町については

義務づけはしないが、３２年４月までに、こういったことを対策せよというものであります。

コンプライアンス、法令遵守というところからすれば、美祢市も対応が必要ではなかろうかと思えますけど、何かにつけて、準用しましたとかいうお言葉が節々に聞こえ——聞かれますので、規程類の見直しを図られるおつもりはないのか、また内部統制の中に、内部告発ですとか、そういったことも生じてこようと思えます。

公務員でありましたら守秘義務がありますけど、公益通報制度というのがありまして、公益通報制度によりますと、公務員は内部告発しても、守秘義務違反に問われないという解釈があります。そういった制度を導入して、部内において、不適切と思われる事案があれば、通報するシステムをつくっていくのかどうか、その辺を３点目として、御回答いただければと思います。

○委員長（末永義美君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 杉山委員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、管理者の責任についての御指摘がありました。当然のことながら、上下水道局職員全てを管轄する管理者として、このたびの事案については、大きな責任を痛感しております。

事務的な流れから言いますと、当然、各種書類等、私のほうにあがってくるものにつきましては目を通しますが、このたびの、いわゆる事務を怠ったということについての、年度途中での管理者としての把握、発覚っていうものは、そういう機会が全くないという状況で、年度経過したのち、担当者からの指摘といいますか、事実に関心について、報告を受けた状況で把握したという状況でございます。

それから、過失について、重大な過失ではないかという御意見、御質問ですけれど、確かに、金額のいかに問わず、こういう事案が発生し、無申告加算税並びに延滞税という、通常であれば、納付する必要のない税を市として支払ったという事実については、大きな過失であるというふうに感じております。それについても、大変申しわけなく思っております。

○委員長（末永義美君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 一部、波佐間事業管理者とのお答えとも重複するかもしれませんが、重大な過失、または職員の賠償責任の件でございます。これについては、波佐間事業管理者が申し上げましたとおり、重大な過失というふうに捉えております。

職員の賠償責任については、これはちょっと有識者とも協議したいというふうに考えておるところでございます。職員の処分については、やっぱり適正っていうことが求められるところでございます。これは、他市の例とか判例、それらを参考に、職員の処分をまた再度検証していきたいというふうに考えております。

3点目の内部統制への対応の件でございます。

これについては、おっしゃるとおり、何らかの対応、対策が必要だと思っておりますので、検討させていただきたいと——十分検討させていただきたいと思っております。

先ほど、ちょっと一部、公益通報制度との兼ね合いと守秘義務の関係を言われたと思いますが、一般的に労働基準法に定める労働者は、この制度があるわけでございます。

この件については、平成29年の6月にも国会でも議論されたところでございます。一般的には、告発内容が法令違反でなければ、当然、公益通報制度の枠外でありますので、守秘義務を問われる可能性はあるということです。

ですから、明らかな法令違反——が明らかであれば、職員は十分、守秘義務違反に問われることなく、内部通報制度が適用されるということになっております。この点については、申し添えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（末永義美君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） はい、わかりました。公益通報制度ですね、守秘義務違反に問われないということなんですけど、倫理的なことですか、そういったことは対象にならないというふうなことは、私は認識しております。法令に違反するようなこと、このたびの案件も、それに準ずるのではないかと思うんですけど、そういったことを、気がついた人間が言えるような組織づくり、そういったものを、内部統制のほうでしていただきたいという思いで発言させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。では、続きまして、質疑のほうはございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 今回の事案は、平成27年度の確定申告がなされていなかったということに、端を発していると思いますけれども、確定申告をしなかったというチ

チェック体制は何重にもあったと思います。

そして、一番の最終的なチェック体制のもと、この総務民生委員会だったのではなかったかと思います。

それで、平成29年の9月の総務民生委員会で、私たちがチェックできなかったことも、一つ私たちの反省することではないかと思っております。

今、平成28年度の歳入歳出決算書177ページを見ておりますが、不用額として158万7,800円あります。その金額について、去年の9月の時点で、私たちが、ここでチェックしなければいけなかったかなということも非常に反省しております。

そして、その中で、今回、住民監査請求が出されました。その中の監査結果の1ページなんですけれども、一番下の行に、公課費の支出命令書を確認してみて、この請求者は、今回おかしいんじゃないかということに気づかれたと言われておりますが、この公課費の支出命令書っていうのは、簡単に見れるものなのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

情報公開制度の中で請求があれば、そういう書類も閲覧できるし——ということになっております。コピーもとれるということになっております。

○委員長（末永義美君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、今回、この情報開示請求で、この公課費の支出命令書の確認をされたのかどうかということがわかりますでしょうか。

○委員長（末永義美君） 杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君） 請求がありましたので、その書類の内容も確認しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それは、いつ請求が出たかわかりますでしょうか。

○委員長（末永義美君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 山中委員の御質問にお答えいたしますけど、情報公開請求につきましては、平成30年度に入りまして、はっきりとした期日は覚えておりませんが、4月、5月ごろにあったというふうに認識しております。

○委員長（末永義美君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） わかりました。いずれにしても、今回の住民監査請求というのは、非常によく調べられて、私たちも知らないようなことまできちんと出されております。私たちも見習わなければならない、このぐらい勉強しないといけないなと思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） よろしいですか。では、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第 88 号平成 29 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君） それでは、議案第 88 号平成 29 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

この事業は、秋吉台、秋芳洞の自然保護と地域の環境衛生向上を目的として、昭和 48 年度から供用を開始しております。

最初に歳出で御説明いたします。

主要施策成果報告書 25 ページ、イ歳出の 1 環境衛生事業費、平成 29 年度決算額 3,448 万 6,000 円、公債費、予備費ともにゼロ円、合計額は 3,448 万 6,000 円でございます。

主な事業といたしまして、決算書を今から提示いたします。決算書の 163 ページ、上から 12 行目の節 13 委託料 678 万 5,968 円、これは、主にコンプラ更新のための秋吉台広谷地区特定環境保全下水道事業全体計画策定業務に要した費用でございます。

次に、下から 6 行目、節 15 工事請負費 664 万 2,000 円、これは、処理場施設の曝気ブローを更新した費用でございます。

次に、歳入でございます。

主要施策成果報告書の 25 ページ、中ほどになります。

ア歳入の 2 使用料及び手数料は、決算額 690 万 3,000 円、対前年度比較 128 万 7,000 円の減でございます。

3 繰入金は 2,758 万 1,000 円で、合計金額は 3,448 万 6,000 円と

なり、対前年度比較 9 9 7 万 6, 0 0 0 円の増でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 質疑には当たらないかもしれませんが、今も、この予算書の説明をされましたよね。工事請負費なら、工事請負費、委託料っていうふうなところを説明をされるわけですよ。不用額がそれぞれ出てましたよね。出てましたよね。不用額について触れられなかったですよ。

例えばですよ、今まで農集の——農業集落排水事業の問題点も、不用額とどうのこの——不用額についての説明とかが、実はなかったっていうことも気づかなかった一つの大きな原因だろうと思うんですよ。

だから、説明の仕方として、例えば、工事請負費であれば入札減ですよ。で、その 4 7 万かじゃなかったですかね、ですよとかですね、それなりの説明をされるように——されれば、つまり先ほどの議論しました件が参考にされてないような気が私するんですが、そんなことはないですか。

○委員長（末永義美君） 杉原上下水道局長。

○上下水道局長（杉原功一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

このたび、不用額につきましては、金額の多寡というのもございますが、大体 1 0 0 万円を目途に説明させていただきました。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。では、ほかに質疑のほうはございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） よろしいですか。では、質疑なしと認め、質疑を終わります。
ここで暫時休憩します。

午前 1 1 時 2 9 分休憩

午前 1 1 時 3 0 分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、再開します。

次に、議案第 8 6 号平成 2 9 年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第 8 6 号平成 2 9 年度美祢市国民健康保険事業特別会

計決算の認定について御説明いたします。

主要施策成果報告書で御説明いたしますので、画面をごらんください。また、歳入歳出決算書14ページからになります。

国民健康保険事業の平成29年度決算は、歳入総額43億5,723万1,000円、歳出総額38億6,322万9,000円で、歳入歳出差し引きは4億9,400万2,000円となりました。

(1) 歳入歳出決算の状況について、最初に、下段のイ歳出の主なものから、決算額により御説明いたします。

歳出全体での構成比率67.3%と、最も高い割合を占める2保険給付費は、26億125万6,000円でございます。

続きまして、7共同事業拠出金7億2,375万7,000円、3後期高齢者支援金等3億1,819万円となっており、歳出総額は38億6,322万9,000円となります。

次に、対前年度比較で増減の多いものについて御説明いたします。

増加額の大きいものとしまして、1総務費1,556万3,000円の増は、人事異動に伴う増加や電算改修に伴う経費が主な要因でございます。

また、10諸支出金1,724万8,000円の増は、国庫等償還金の増加や直診勘定の繰り出しによるものが主な要因となっております。

一方、減少額の多いものとしまして、2保険給付費1億2,229万2,000円の減は、被保険者に係る療養給付費の減少、特に単年で、高額療養費の減少が主な要因でございます。

また、7共同事業拠出金1,218万8,000円の減ですけれども、これは、県内の保険者間の平準化など、高額な医療費の再保険事業である共同安定化事業に係る拠出金等でございますが、平成29年度は、県全体の拠出対象額の減によるものが主な要因でございます。

平成29年度の歳出全体では、前年度に比べ、本市及び県全体の保険給付費給付額の減少が、歳出全体の決算額が減少した大きな要因となっておりまして、歳出合計の前年度比では1億844万8,000円の減額となります。

次に、上の段、ア歳入の主なものを決算額で御説明いたします。

1 国民健康保険税は5億6,594万3,000円、3 国庫支出金は7億2,

174万7,000円、5前期高齢者交付金は13億6,746万6,000円で、構成比は31.4%と最も高い割合を占めております。

これは、前期高齢者の被用者保険など、他の制度間との負担の不均衡を調整するための交付金でございます。

7共同事業交付金は8億7,447万2,000円で、これは県内の保険者間の保険料平準化及び財政安定化を図るための交付金であり、歳入総額は43億5,723万1,000円となります。

次に、対前年度比較で増減の多いものについて御説明いたします。

1国民健康保険税は1,209万5,000円の減、これは、被保険者数の減によるものが主な要因でございます。

4療養給付費等交付金は3,121万1,000円の減、これは、退職被保険者の減少に伴う交付額の減少が主な要因となっております。

5前期高齢者交付金は1,030万3,000円の減、これは前々年度分精算額の減によるものが主な要因となっております。

6県支出金は993万6,000円の減、これは県特別調整交付金の減が主な要因でございます。

7共同事業交付金は3,943万円の増、これは、共同安定化事業に係る国民健康保険連合会からの交付金でございますが、前々年度分療養給付費の精算による交付金の増加が主な要因でございます。

10繰越金は5,326万2,000円の増、これは、平成28年度決算におけるや保険給付費減少等による繰越額の増加が主な要因でございます。

以上、歳入の対前年度比で合計4,779万1,000円の増となります。

1人当たりの平均保険税は、前年度に比べ増加しておりますけれども、被保険者数が減少しているために、本市の国保税総額では減少しているといった状況にありますけれども、平成29年度は、保険給付費や共同事業拠出金等、歳出金額の減少が大きな要因となったために、単年度収支での黒字を計上できました。

続きまして、国民健康保険税の収納状況でございます。

右ページの上段になりますけれども、(2)国民健康保険税徴収率の状況をごらんください。

現年分調定額5億7,239万4,000円に対しまして、収入済額5億4,

435万6,000円で、徴収率は95.1%となりました。前年度比では0.9ポイントの増となっております。

滞納繰越分は、調定額1億5,335万5,000円に対しまして、収入済額2,158万7,000円で、徴収率は14.1%、前年度比で0.6ポイントの減となっておりますけれども、現年滞納繰越分を合わせた徴収率は78.0%になっておりまして、前年度を1.2ポイント上回りました。

なお、滞納整理につきましては、滞納整理事務処理要綱に基づきまして、収納対策課とも連携を図りながら、督促状及び催告書の発送、また納入のための相談や電話催促、また戸別訪問を行っておりまして、早期の対応に努めているところでございます。

続きまして、中段の表（3）の世帯当たり、被保険者当たりの平均保険税でございますが、平成29年度におきまして、一世帯当たり平均保険税は15万1,147円、被保険者一人当たり平均保険税は9万8,366円となりまして、前年度に比べ、どちらも増加しております。

次に、下段の表（4）被保険者加入状況でございますが、平成29年度におきまして、年間平均被保険者数は5,819人で、ごらんのとおり、毎年度減少傾向にあります。一世帯当たり被保険者数は1.54人、前年度比で0.01人の減となりました。

以上で、国民健康保険事業特別会計決算についての説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 数点お尋ねいたします。

123ページの不納欠損や収入未済額についてお尋ねします。

収入未済額について気になるところですが、国保税の負担が重いという理由があるのではないかと思います。どのようにみていらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問でございます。

まず、収入未済額、29年度の収入未済額ですけれども、こちらのほうは、前年度比で下がっておりまして、国保税額には、直接のこれは要因ではないと考えておりま

す。

そもそも国保税ですけれども、国保税は、所得に応じた判定によりまして、軽減措置を採用しております。また、国民健康保険税の納付につきましては、窓口、それから電話相談ということで、個別対応を行っております、日々、適正に業務を執行しているところでございますので、直接——直接の要因ではないと考えております。

以上です

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） それが直接の原因ではないということなんですが、この税額は、前年度の所得によって決まるわけですが、前年度所得があっても、失業して——当年度に当たって失業したとか、病気で仕事ができなくなった、収入が入らなくなったということもあって、払えないっていう事情が出てくるのではないかと、そういうのが未済額に上がってくるのではないかと、そういうことは、そういうことなんですか。対応とか、どうなってるんでしょうか——ないっていうことなんですか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

三好委員がおっしゃったとおり、税額が、前年度の所得によりまして、国保税の判定をいたしまして、賦課額を決めております。

それで、おっしゃいますように、やはり前年度、仕事ができなくなったとか、やむを得ない理由で退職されたとか、そういう方も当然いらっしゃると思いますので、そういう方は、当然、当年度の一括納付というのは、なかなか難しい状況であると思いますので、先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、個別に、相談窓口を設けまして——設けておりますけれども、市役所での相談窓口での個別相談、具体的には分納に——分納相談になろうかと思っておりますけれども、そういった相談、また市役所になかなか出向いて来られない、例えば、交通手段が難しいとか、そういう方につきましては、電話の対応、それから、ときには個別に御訪問させていただいております、そういった納付相談をさせていただきますので、日々そういった対応をしているところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 成果報告書の21ページのところなんですけど、一世帯当たり

の保険税が２７年度から上がっていますが——上がっていますが、これに対して、国からの支援っていうんですか、支出金の推移はどうなっているのでしょうか。

私の手元の資料では、２０１０年あたりから下がっているように思うんですけど——下がっていますが、加入者の税の負担、こういうことが加入者の税の負担を重くしちゃうと思うんですが、どうなんですか。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

今、言われた国庫支出金なんですけれども——国庫支出金のほうですけれども、こちらのほうは、特に、今回御説明申し上げております特別会計に入るものにつきましては、保険給付費に関するものが国庫支出金となっておりますので、いわゆる保険給付費に連動するものです。保険給付費の実績に基づいた支給額となっておりますので、特に——例えば、当年度保険給付費が下がれば、少しタイムラグがありますけれども、その実績に応じて、国庫の支出金は減りますし、保険給付費が上がった実績があれば、それに依拠して国庫支出金も増えると——金額が増えるというふうになっております。

その率に関しましては、定率になっておりますので、特にそれが下がるというものではありませんし、三好委員がおっしゃいましたように、保険給付費に応じた国庫の支出額となっておりますので、特別、被保険者の方が、国庫の上限によって、保険税に影響するというようなものではございません。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 短期保険者証が出ているのかどうか——短期保険——短期被保険者証が出ているのかどうか、もし出ていればその発行数、そして、また子どもさんがいる世帯では、発行してはいけないということになっていますが、どうなのでしょう。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

まず、短期被保険者証の発行数ですけれども、平成２９年度４月１日発行枚数で申しますと２２８枚となっております。

それから、子どもがいる世帯についての発行ですけれども、子どもがいる世帯につきましては——その中の子どもさんにつきましては、一応、発行してはいけないって

いうことではないんですけれども、一応期間が決められておりまして、子どもさんに対しては、6カ月の短期証というふうに規則が定められております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 133ページのこの決算書ですが、この保険給付費の不用額がちょっとあるんですけど、決算に向けて、2,946万2,000円の補正も以前に行われております。

しかし、その不用額があるのですが、今回もこの数値が示されています。保険給付費が少なくなったということは、市民が健康になったってということでしょうか。それとも、受診を控えて医療にかかりにくくなった。例えば、セカンドオピニオンとか言いますが、紹介状がないと行けないって理由もあって、この給付費が少なくなったのかなといういろいろ考えるんですが、理由はどこにあるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

29年度の保険給付費についてでございますけれども、先ほど三好委員がおっしゃいましたように、主な理由としましては、平成29年度中に、特に下半期ですね、下半期の本市の被保険者の方々の医療費が例年よりもかからなかったため、予算残になったことが挙げられます。

また、当初予算の編成につきましては、直近の実績をもとに当初予算をはじいておりますので、当初予算と比較しましても、減少しているという状況でございます。

そのほかに、平成29年度に医療費がかからなかった理由としましては、それほど影響は大きくないかもしれませんが、こちらの市民課で行っております、継続的に行っております水中運動教室等の保険事業、それから、健康増進事業等の効果も、多少は影響しているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 基金残高と単年度収支についてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

平成29年度末の基金残高は、2億5,725万8,553円となっております。

それから、単年度収支につきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、４億９，４００万２，０００円となっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） では、そのほか質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 平成２９年度の特別会計決算、これについては、中嶋市民課長のほうから説明があったところでございますけれども、２９年度の主要施策成果報告書２１ページなんですけど、こういったところの中の被保険者加入状況、これをしっかりと見ていくと、人口の減少というものが、本当にこういった加入状況も減ってきているな。いかに、目に見えないけれども、美祢市における人口減少というものが、真綿で首を絞めるように、本当に首を絞めてきてるなということを、改めて知らしめられるといいますか、そういったところを感じております。

それで、２９年から——２７年から２９年、これも被保険者の加入状況を見てみますと、もうこの一、二年間で、４８８人の加入状況がマイナスとなっています。

また、逆に今度、世帯当たりというか、被保険者当たりの平均保険税は、加入者が少なくなるから、保険税が、また一段と上がってきてるということで、２７年から２９年度を見た場合、２９年度は９万８，３６６円なんですけど、２，８１５円も増加してきてるわけですね。こういったところのもの、本当に人口減少というものが大きな影響がある。本当に怖いものだなっていうことを、今回のこの特別会計だけじゃないですけどね、国民健康保険の全般的に言えることですけど。

そういった中であって、今回も一人当たり被保険者の平均保険税が上がってきてるということで、これについては、最近では高度医療化の治療がどんどん進んでおりまして、遺伝子組み換えによる、こういった治療も行われておりますし、また、サイバーナイフによる放射線治療、こういったところの治療がどんどん高度化してる。こういったところのものが、一段と被保険者一人当たりの平均保険税が高くせざるを得なくなっている。

または、複数——特に高齢になると、複数の医療機関へ——血圧が高い、または腰が悪いとか、そうすると、年寄りになると、そういったところの診療ですね、二つ三つ重なっていかなくてはならない。こういった受診をしなければならないということで、それによってまた薬も出る。こういったところのものが、この医療費の上昇に私はつながってきておると思っておりますけれども、まず、この点についてどのような

お考えでしょうか。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

ちょっと医療費の分析については、なかなか市民課では難しいところではございますけれども、市民課といたしましては、医師会——美祢市、美祢郡の医師会とも連携を図りながら、特には、先ほど薬のお話もありましたけれども、余分な——簡単に申しますと、余分な薬の処方等がないように連携をとりながら、こちらからお願いするとともに、そういった形で医療費の減少に努めておりますけれども、やはり美祢市でも高齢化が進んでおります。

特に、国民健康保険、美祢市の国民健康保険の被保険者の層といたしましては、やはり県内でも前期高齢者の割合が多い、数が多い市でありますので、その辺も考慮しながら、余分な薬、それから、先ほども御説明しましたけれども、健康な方が病気にならないように、保険事業等の推進計画を進めていくことが——医療費の減少にはならないかもしれませんが、これ以上の増加に歯止めをかける一つの手段だと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、平成29年度決算ですけど、これをベースにして、今後2025年問題もありまして、さらに被保険者は減り、また逆にそうなると、医療の高度化によって医療費の増加が見込まれる。今後、こういった被保険者一人当たりの平均、この保険税というものが、本当にまた一段と高くなっていく。そのように見て、分析もされていると思いますけれども、そうなると、それをただ粛々と、市民課としては、国民健康保険事業特別会計をするにあたって、それを粛々とやっていくことでしょうか、お願いします。

○委員長（末永義美君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） まず、保険税の増加といたしますか——につきましては、基本的には税率の変更は行っておりませんので、ただ上がっておるというのは、やはり所得——前年度の所得が——課税所得が上がってきておるから、上がるといった認識でおります。

それと今、今年度30年度から、国民健康保険の財政の責任主体が県のほうに移行

しております。県のほうで、こういったいろんな財源といいますか、そういったものを確保するような形をとっておりますので、今後、これが急速に保険者の負担が大きくなるということは、現には思っておりません。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今後、人生１００年時代ということで、今後、どんどん健康志向の方はいいですけど、そうでない方も結構たくさんおられます。そういったところの方を、どう今後、健康を維持するためにしていくか、食事の問題、さまざまな対応策があると思いますけれども、若干、この件とは逸脱しますけれども、その取り組みが、本当に市民福祉部、課に課された大きな課題と思っておりますので、従来の考え方であれば、一人当たりの被保険者の保険税は、もう下がらないと思っておりますし、いかにこれを抑えていくかということを、どうか今後、今まで以上の対応で行ってまいりたい——していただきたいと、このことを要望しまして、私の質問を終わります。

○委員長（末永義美君） そのほか質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この際、午後１時まで休憩いたします。

午後０時００分休憩

午後１時００分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、会議を再開します。

続きまして、議案第８９号平成２９年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 議案第８９号平成２９年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について御説明をいたします。

歳入歳出決算書につきましては１６５ページから、主要施策成果報告書２６ページとなります。

成果報告書に沿って、歳出から御説明をいたします。

住宅資金貸付費は、需用費、役務費等、一般事務費で９万４，０００円支出しております。

公債費は、簡易生命保険資金償還金でありまして、償還計画に基づき 88 万 4,000 円支出しております。また、前年度繰上充用金を 2,700 万 6,000 円措置しております。

次に歳入でございます。

県支出金は、住宅資金事業実施に係る事務費兼補助金 6 万 9,000 円であります。

諸収入は、償還金を徴収した住宅資金貸付金元利収入で 143 万 8,000 円であります。

以上により、住宅資金貸付事業の平成 29 年度決算は、歳入総額 150 万 7,000 円、歳出総額 2,798 万 4,000 円で、歳入歳出差し引き 2,647 万 7,000 円の歳入不足が生じました。

これは、貸付金の元利未償還によるものであり、このため翌年度の歳入金 2,647 万 7,000 円を繰上充用しております。

なお、平成 29 年度末の対象者は 7 人となっておりますが、未償還分の徴収につきましては、催告を随時実施し、個別に協議を行っているところであり、今後も引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第 91 号平成 29 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第 91 号平成 29 年度美祢市介護保険事業特別会計決算について御説明いたします。

説明につきましては、主要施策成果報告書により御説明いたします。報告書の 28、29 ページをごらんください。なお、歳入歳出決算書につきましては 46 ページからとなります。

御承知のとおり、介護保険事業は、3 年ごとに改定される介護保険事業計画に沿って運営されており、平成 29 年度につきましては、第 6 期介護保険事業計画の 3 年目、最終の年に当たります。

歳入歳出決算の状況といたしましては、歳入総額が３億３千万８千８百２万４千円、歳出総額が３億２千万５千９百６万５千円となり、歳入歳出差引額は１億３千万９百１万５千円となりました。

それでは、まず、歳出について御説明いたします。（１）歳入歳出予算の状況の下の表、イ歳出をごらんください。

まず、区分１の総務費につきましては、８千１百４万４千円、前年度と比較し４万４千円、０．１％の増となっております。

これは、法改正に伴う介護保険電算システム改修費や認定調査業務、介護保険事業計画策定等が影響しております。

次に、区分２の保険給付費は、２億９千６百９万８千円、前年度と比較し３千８百１万７千円、１．３％の減となっております。

その内容につきましては、次の２９ページ（３）給付の状況に記載しております。給付の状況につきましては、サービス費の大きいものと、主なものについて御説明いたします。

まず、居宅介護サービスについてですが、対前年比２億３千３百６万８千円、１．６％増の、１億４千９百３万５千４百円となっております。これは、主には地域密着型を含めた通所介護の利用増によるものとなっております。

一方、介護予防サービスについては、対前年比４千２百７万７千円、２９％減の１億４千６百６万円となっておりますが、総合事業の開始に伴う訪問介護、通所介護の事業費の移行が主な要因となっております。

施設介護サービスについては、対前年比３千６百７万８千円、０．３％減の１億１千５百１万８千３百円となっておりますが、介護療養型医療施設の利用減が影響しております。

また、特定入所者介護サービスについては、対前年比１千３百７万８千円、８．７％の減となっておりますが、対象者の減が影響しているところでございます。

それでは、再び２８ページの表のほうにお戻りください。歳出の続きになります。

歳出の区分３、地域支援事業費につきましては、総合事業や介護予防事業、地域包括支援センターの運営に係る経費などを支出しております。

平成２９年度の支出額は１億１千２百６万４千円、前年度と比較し、３千１百８万３千円、３９．４％の増となっておりますが、総合事業の開始に伴う

事業費の移行が影響しているところでございます。

続いて、区分４の基金積立金につきましては、５，４４８万５，０００円で、前年度と比較し２６２万３，０００円の増となっておりますが、これは、平成２８年度分の実質残額を基金に積み立てたことによるものです。

区分５の公債費につきましては、支出額１，９６６万７，０００円となっておりますが、これにつきましては、第５期中の財源不足を補うために、財政安定化基金から借り入れた償還金となっております。

区分６の諸支出金につきましては、超過交付となりました前年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金等の支出であり、３，１７４万１，０００円、前年度と比較し５６４万４，０００円の減となっております。

続いて、歳入について御説明いたします。同じページの上、アの歳入の表をごらんください。

歳入の総額につきましては、先ほど申しましたとおり、３３億９，８８２万４，０００円で前年度と比較し、４，３８３万７，０００円、１．３％の増となっております。

金額の大きなもの、また変動額の大きなものについて御説明いたします。

区分１の保険料につきましては、６億９，０７６万４，０００円で、前年度と比較し１，１７７万３，０００円、１．７％の増となっております。

区分２の分担金及び負担金については決算額ゼロ円、対前年比８２１万６，０００円となっております。これは、平成２８年度までは事業費本人負担分、負担金をこの費目において受け入れておりましたが、平成２９年度からは、諸収入において、受け入れるように変更したことによるものです。

また、区分４の国庫支出金においては、決算額８億２，３０２万２，０００円、対前年度比較３，６７７万３，０００円、４．７％の増となっております。

区分５の支払基金交付金においては、決算額８億４，４７９万３，０００円、対前年度比較３９万円の減となっております。

区分６の県支出金においては、４億５，９２２万円で、対前年度比較７万１，０００円の増となっております。

区分４から６につきましては、保険給付費の実績に伴う見込みで受け入れた金額となっております、次年度において、また精算をする形となっていきます。

続いて、区分８の繰入金につきましては、決算額４億８，０４３万７，０００円、対前年度比較８１万４，０００円、０．２％の増となっております。

区分１０の諸収入においては、決算額１，４４６万４，０００円、対前年度比較４５８万６，０００円、４６．４％の増となっておりますが、先ほどの区分２分担金及び負担金の利用者負担金を、この費目で受け入れるように変更したことによるものになっております。

続きまして、介護保険料の納付状況について御説明いたします。

２９ページ（２）介護保険料徴収率の状況をごらんください。

平成２９年度におきましては、現年度分、滞納繰越分合わせて、調定額７億５万６，０００円で、これに対する収入済額は６億９，０７６万４，０００円、徴収率は９８．７％となりました。

不納欠損額は１００万９，０００円で、収入未済額は８２８万３，０００円となっております。

保険料の未納者に対しましては、督促状の送付や個別の納付相談を積極的に行うなど、早目の対応に努め、納付の強化に当たることとしております。

最後に、基金の状況について御説明いたします。

歳入歳出決算書の２２３ページをお開きいただければと思います。

２２３ページ、ページ中ほど（１１）介護給付費準備基金の表になりますが、平成２９年度中に５，４４８万５，０００円の積み立てを行っており、２９年度末の現在高は１億６６５万６，０００円となっております。

今後とも、保険料の収納率の向上に努めるとともに、要介護認定の適正化、給付の適正化に努め、さらには介護予防事業を推進し、介護保険事業の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

説明については以上となります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。特養の入所対象者が原則、要介護３になりましたが、特別な事情がある場合は入所ができる——要介護３でなくてもできるようになっておりましたが、実情ってというか実態というか、対象者ってというか、何人ぐらい、何件ぐらいあったのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

詳細な資料を、ただいま持ち合わせておりませんので、はっきりした人数は申し上げられませんが、年に御相談いただく件数は、１０件くらいと把握しております。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 報告書２８ページなんですけど、保険給付費の減になっておりますが、いろんな予防給付とかが、よくされて、健康になられた方が多いのかなと思ったりもしますが、その中の一つで給付、介護を利用しなかったっていうか、年間２００万円以上の人は２割負担になっておりますが、私は給付の減が健康になられたのもあるかと思いますが、もう一つの要因として、利用者負担が２割になった、これが原因もあるのではないかと思うのですが、そういうところは、どうなんですか。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員の御質問ですけれども、利用者の御負担が２割、３割っていうのがございますが、負担割合が上がることによって給付が抑制されてるというような、御趣旨なのかなと思いますが、この２割負担、３割負担に該当される方は、所得の高い方ということが前提条件でございます。

従いまして、それなりの収入をお持ちの方ということでございますので、介護保険のほうのサービスを、給付が少し上がったから制限されるとかっていう、御本人が御自身の判断の中で、少し減らしていくとかっていうことは、なかなか考えづらいところだろうと思っております。

確かに負担が大きくなるっていうことは、大変厳しい状況だろうと思っております。しかしながら、先ほど言われた介護予防サービスの給付額が下がってるっていう件につきましては、総合事業の開始に伴います、通所、そういった形のものが移行し、制度として移行したことによる減ということでございますので御理解いただければと思います。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。そのほかに質疑はございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） １点お尋ねします。２９ページの介護保険料徴収率の状況というところで、右端に徴収率っていうのがございます。そこで、現年分についてはです

ね、昨年同様の数値となっておるんですけど、延滞分、これが4.1%増えていると。これは何か要因っていいですか、こういう傾向にあるというものがもしあれば、教えていただければと思うのですが。

○委員長（末永義美君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの御質問が、延滞分が28年、29年と比較して4.1%、この部分のことということでよろしいですか。

これにつきましては先ほどもお話をさせていただきましたが、納付相談等も積極的に行っているというところが影響していると考えております。金額が少ないものですから、少し上がるとパーセンテージとすれば、大きく変動するということもありますし、積極的に納付相談等を行っているということも事実でございますので、御理解いただければと思います。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。続いて質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第92号平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第92号平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

主要施策成果報告書について、御説明いたします。歳入歳出決算書52ページからになります。

後期高齢者医療事業特別会計の29年度決算は、歳入総額4億4,773万9,000円、歳出総額4億4,556万6,000円で、歳入歳出差引額は、217万3,000円となりました。

続きまして、（1）歳入歳出決算の状況について、まず、ア歳入の御説明をいたします。

構成割合の大きなものとして、1後期高齢者医療保険料の3億650万9,000円と、3繰入金の1億3,712万6,000円が全体の99.1%を占めております。

1後期高齢者医療保険料につきましては、対前年度比1,659万8,000円の増、これは、平成29年度におきまして、保険料に係る所得軽減措置の一部が改定さ

れたことが主な要因となっております。

3の繰入金につきましては、山口県後期高齢者医療広域連合への事務費負担金の増加等の要因によりまして、対前年度比で131万8,000円増加しております。

したがって、歳入の合計は4億4,773万9,000円で、対前年度比では1,891万9,000円の増額となりました。

次に、イ歳出の主なものを御説明いたします。

構成割合の大きなものとして、2後期高齢者医療広域連合納付金が4億4,045万5,000円で、全体の98.8%を占めておりまして、対前年度比で1,761万5,000円の増となっております。

これは歳入のところでも御説明いたしましたけれども、保険料及び事務費繰入金の増加などが影響したものでございます。

したがって、歳出の合計は4億4,556万6,000円、前年度比で1,874万4,000円の増となっております。歳入歳出の差し引きは217万3,000円のプラスとなります。

次に、下段の(2)後期高齢者医療保険料徴収率の状況でございます。

現年分調定額3億493万9,000円に対しまして、収入済額3億558万5,000円で、徴収率は100.2%となりました。

これは、被保険者の死亡等に伴う保険料還付未済額の影響によりまして、収入済額が調定額を超えたためであります。対前年度比では0.3ポイントの増となっております。

続きまして、滞納繰越分は、調定額315万1,000円に対しまして、収入済額92万4,000円、徴収率は29.3%。対前年度比で5.4ポイントの増となっております。

現年、滞納繰越分を合わせた徴収率は99.5%と、前年度を0.4ポイント上回っております。なお、滞納整理につきましては、随時納入のための相談を行い、また電話催告や戸別訪問も行っておりまして、早期の対応に努めているところでございます。

続きまして、右ページをごらんください。

上段の(3)被保険者一人当たりの平均保険料ですが、5万6,335円、上段の表(4)年間平均被保険者数は5,413人となっております。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計決算の説明を終わります。御審議よろしくお願いいいたします。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今まで国保だった方が、夫婦２人で後期高齢になった場合、今までは、国保でしたら世帯の国保の制度で保険料は安かったのではないかと思います。今回、７５歳以上にお二人ともなられて、保険料が上がったのではないかとということなんですが、この保険料っていうのは、後期高齢になった場合に変わってくるのでしょうか。

人それぞれと思いますが、後期高齢の場合、上がるかどうか。もし、何らかの事情で払えなくなった場合の救済措置とかいうのはあるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

まず最初の御質問ですけれども、これは、今まで国保世帯だった御夫婦が、お二人とも７５歳になられて、世帯が、後期高齢の世帯になった方の例での御質問でよろしいでしょうか。

これにつきましては、国民健康保険と計算の方法が——算定の方法が違っておりました、制度も違っておりますので、お二人とも後期高齢になられた場合は、特にその辺の——国保は世帯に対して保険税がかかるということでありまして、後期高齢者医療保険料につきましては、お一人につき、保険料がかかってきますので、その辺は算定方法は違うということで、今後そのように、お支払いいただくということになると思っております。

それから、次の御質問ですが、何らかの御事情で保険料が払えなくなった場合ということなんですけれども、こちらにつきましても、国民健康保険と同じように、各市町、美祢市は美祢市で相談窓口を設けておりますので、各御世帯の御事情もありますので、その辺をお聞きした上で、個別に御相談に乗らせていただきますし、現在でもそういう対応をさせていただいておりますので、その辺で今後もよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。では、そのほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、議案第 86 号及び議案第 88 号から議案第 92 号までの議案 6 件の議案説明、質疑を終えました。

それでは、議案 6 件につきまして、市長に出席をいただき、総括質疑を行うことについて、委員の皆様の御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。安富委員。

○委員（安富法明君） 議案第 90 号、あのときには申し上げたと思うんですが、今後の対策っていいですか、再発防止策等について、やはり、市長の出席をいただいて、意見を申し上げたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（末永義美君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、市長に出席をいただき、総括質疑を行うこととします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1 時 27 分休憩

午後 2 時 00 分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、委員会を開会します。

西岡市長が出席されましたので、議案第 86 号及び議案第 88 号から議案第 92 号までの総括質疑を行います。質疑はございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 総括質疑ということで、市長が出席をされております。

午前中、議案第 90 号農業集落排水事業についてのいろいろな質疑をしてきたところですが、問題点をかなり含んでおりますし、内容的には非常に多くの課題を含んでいるように思っております。

したがって、市長は全体を統括されるわけですが、この住民監査請求に対する監査委員さんの監査結果、報告書ですが、これも最後に、意見、要望っていうような形で、今後の予算執行等について意見が付されておりますし、決算の監査意見報告書にも、農業集落排水について 42 ページに、農業集落排水事業における会計処理についてということで記載がしてあります。

ここを読み上げてもいいんですが、この監査報告書の中でも、いろいろ主管課とい

いますか、職員なり、担当の意見聴取等をされた結果も記載がありまして、例えば、人事に関するような問題。例えば、職員が2名、一度に交代をした、そういうこともあったというようなことも書いてありますし、基本的には、全体の職員にしてみれば、異動があります。人事によって、部署がどこに行くかっていうことは、職員個々にはわからないわけですから、全体のスキルといいますか、これを向上するためには、やはり市職員全体、市長の指導のもとに、研修会なり、講習会っていいですか、そういうふうなことを含めて、今後の類似案件の防止、そういったものを考えていかなければならないというふうに思います。

監査委員さん、なかなか意見を言われにくいので、こちらの平成29年度の監査意見書の後段をちょっと読ませていただきます。

今回、こういうふうな消費税の未納付ってということで、市に対しても損害を与えたということ、こういうふうな事案に対して、「予算執行に携わる職員の認識不足、チェック体制が機能していないなど、全庁的に取り組むべき課題である」と考える。職員の能力の向上を図るとともに、前述の（4）でも触れているが、事務を執行するうえでのリスク管理をどのように行うか、早急に内部統制の構築について検討されるべきである」と考える」。住民監査請求のほうに対する監査結果についても、似たようなことが書いてございます。

そういうことで、市長におかれては、今後の市政運営上の課題として、今回の件を踏まえて、どのように今後の対策をとられるのかお聞きをいたします。

○委員長（末永義美君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） それでは、安富委員の御質問にお答えをしたいと思います。

先日の本会議場でも、この件につきまして、御報告及び市民に対する信頼回復のためですね、事柄を述べさせていただきましたけれども、やはり今、監査委員からの報告、また御指摘がございますように、全庁的に予算執行に携わる職員の能力の向上、これは必然であろうというふうに思っておりますし、また、さらにチェック体制の構築を図っていかなければいけないというふうに思っております。

これにつきましては、早急に取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また今回、議会からの監査依頼に基づいて、監査委員からですね、これは、三セクのほうの監査意見書ですけども、この中にも、同じ記述があったかというふうに思っておりますが、やはり事務手続のマニュアル化をしっかりと進めていくということで、

ミスの防止を防いでいく。そして今、御指摘のありました、人事異動があった際にもですね、そのマニュアルを見れば、できるような体制づくりというのが必要であろうというふうに思っております。

また、この監査の中で御指摘があり、私も、そうだなという納得するところがありまして、それはやはり、所属長が起案を行うのではなくて、担当者が起案をして、チェック体制、課長であり部長でありが、しっかりチェック体制をできるような組織づくり、また、そういった職員の意識の向上、また、能力の向上を図っていかなければいけないというふうに思っております。

また、その件につきましては、私も先頭に立って行ってまいりたいというふうに思っておりますし、先ほど、内部統制制度の構築を早急にされたいということで、監査委員から御指摘をいただいております。これにつきましては、国が示しております内部統制制度のマニュアルがございますので、それに準じた形で、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

また、この件につきましては、市民の皆様には、大変、市政について信頼を損なうような形になってしまったことを深くおわびを申し上げまして、今後、いっそう市の体制を強化してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 今、市長のほうから、市民の皆様にもおわびの言葉があったわけですが、市長の答弁の中にも、美祢農林開発の件についても同じような事案が起こって、それについても同じような今後の対策っていうものを要望されてると思うんですが。一つですね、早くから言われてるんですが、公会計制度の移行期にあって、こういうふうなことについても、恐らく監査のほうからも、同じような要望が出てるんじゃないかというふうに思うんですが。

とにかく、職員全体が市長の決定に基づいて、やはり、皆でレベルを上げるというのとスキルアップを図るということが、一番大事だろうというふうに思いますので、そのことをお願いをしておきたいというふうに思います。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。そのほか質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 監査審査意見書で、今、安富委員も言われましたけれども、も

う会計処理についての農業集落排水事業における会計監査もちゃんと指摘はされておりますよね。

それで、さまざまな会計処理の問題、これは美祢市だけでなく、本当にいろいろ自動車会社においても、車の最終的な出荷検査の間違った報告とか、もう検査もして出荷しているし、そういったところのモラルの低下といたしますかね、非常にそういったところが、いろんなひずみが各ところで、ちょっと人心が乱れておって、こういったことが出てきているなど思っております。

今回、担当部署もですけれども、当然我々も、議会、そういったところ、担当部署じゃないですけれども、消費税の抜けた分というのを申告しなかったということ、我々も見逃してきたという責任もあります。そういった面で、どこも今回この事案については、責任があると感じてはおります。

それで今後、今言われた内部統制の構築、検討——検討ということはよく言われますけれども、それなら具体的に、どう検討を行っていくかっていうのを、しっかりと見える形で示して、より具体的に示していかななくてはならないと思っています。

それで、今までも消費税における消費税申告チェックシート、こういったものが、結構いろいろ細かいところまで、チェックシートというのがあります。国・地方・公共団体・公共法人用ってあるんですよ。だから、こういったところも今までにちゃんと活用されていたんかどうか。

こういったところを、いろんなさまざまな（聞き取り不可）を非課税にするかどうか、商品券を非課税としてるんかどうか。そういったところは、課税していませんかとか、いろいろファジーな難しいところなんかのチェックシートもきちっと出ておりますので、今までは、こういったところのものでチェックをされてきていたかどうか、その辺がちょっとね、どうなんかということをお思っております。

今後はさらにこれ以上のもののチェックシート、また、チェック体制を全庁的に、今回は消費税の件でしたけれども、さまざまなこれに類似するものが必ず出てくると思っておりますので、その辺の全庁的な、今回の消費税以外の、今後内部監査、統制をですね、こういったことを行わないような形での構築を検討されるか、これについて、言葉は出てます。より一層、まだその辺は今から煮詰めていくことかもわかりませんが、その辺の今までと違う会計処理について、新たな会計処理をきちっとしていくという、間違いを起こさないような形にしていくという、こういった体制に

ついて、どのような方向性、考えであるか、その辺がもし、少しでもわかれば、今回、こういった問題がある中であって、しっかりと思いついていうか、決意というのが薄ければ私は難しいと思っていますよ。だから、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山委員の御質問でございます。

先ほど、安富委員にお答えしたように、今、岡山委員が言われるような消費税のチェックシート——これは、消費税に関することだけだというふうに思いますけれども、具体的にはやはり、業務マニュアルをしっかりと、チェック体制を構築していくということが必要であろうというふうに思っております。

消費税だけではなくてですね、やはり、いろいろな事業を行っておりますので、支払いや検収等いろいろあります。そういったところについても、やはり時間軸といたしますか、期限があるわけでございますから、そういったところに対する確実なチェックができるような体制づくりをしてまいりたいというふうに思っておりますし、総務省から出ております内部統制ガイドライン、これについても、しっかり研究させていただいて、これに沿った、準用したものをしっかりと構築していければと思っております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回の消費税におけるこの処理についてですね、もういろいろ早い段階で申告が遅れていたということもありましたよね。だから、そういったところを早目にきちっと報告、連絡して、そしていろんな形で、こういうことが抜けておりました。早く言って、そして処理をしておれば、申告納付が遅れたことを、正直にきちんと先に言ったら、こういった問題にも、市民の皆さんにも迷惑かけんで済んだかなと、このように思っています。

だから、そういったところの私は心根、そこをですね、何とかこれを、うまい具合に調整できていけばいいかなっていう、こういった気持ちというのは、はっきりいつて私にもあります。

だから、往々にして、こういった問題が生じたときには、私は、早く関係者に連絡しておくことが非常に重要、後々でいろいろ調整すると、あと流用しなくちゃならな

いとか、そういったこともいろいろ出てきますので、大変になっちゃうね。

だからどうか、こういったことを問題があったときには、早く議会側にも説明していただければ、大きな問題にもならなかったということで、そういった体制づくりというの、私は構築していつていただきたい、このように思っております。

今回の一時が全て万事ですから、また同じことを繰り返さないようにしていつていただきたい、このように思っております。

だから、しっかりとですね、今、いろいろ市長も言われてますけれども、上下水道事業局の管理者、または市長の強い決意というものが、私は今後、市の職員の規律をきちっと引き締めていくものと思っておりますので、どうかその辺の責任者の力強い、今後、二度とこういったことを起こさないという決意というものが、私はさらに重要と思っておりますので、この辺について、市長、最後一言よろしくお願いします。

○委員長（末永義美君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山委員の御質問でございます。

上下水道局だけではなく、全庁的に部局がございます。当然、それぞれの部局においても、しっかりとモラルを構築して、当然、個人のスキーム、スキルもアップさせていく。そして、組織としての体制も構築していく。そして、全庁的にどうこの問題を意識をして、これから、このような事案が起こらないような体制がつかれるかということ、私を筆頭に取り組ませていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。質疑のほうはございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 先ほど来、内部統制についての話が出ております。

総務省が提示しております内部統制の記述からしますと、犯罪に起因するものが多いんですね。しかし、今からもう、美祢市がその辺を考えていただくとすれば、内部統制、その犯罪っていう言葉だけでなく、もっと広く解釈していただいて、広域的なものにしていきたいと。私的なものが含まれてはいけませんけど——私的なものが含まれてはいけません、仕事の改善提案ですとか、先ほどちょっとお話ししたけど、内部通告的な窓口を設けるとかですね、広域にわたって、ちょっと考えていただきたいと思うんですけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

○委員長（末永義美君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 杉山委員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来、内部統制の件でございます。総務省から、ガイドラインが今、示されております。今、このガイドラインに沿って美祢市の——版といいますか、そういうのを構築していきたいというふうに思っておりますけれども、内容につきましては、これから美祢市がどのようにしていけばいいのか、皆様方からいただいた御意見も参考にさせていただきながら、どのような形で行っていくかのことをですね、庁内で検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） このたびの消費税の無申告、あるいは無納付につきましては、大変残念なことであると思っております。

発覚したときにですね、市長も地方自治法の180条で、専決処分はできるわけでございますけれども、議会に対しまして報告するというようなことになぜ至らなかったのか、その辺をお聞かせ願えればお願いしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木副委員長の御質問にお答えをさせていただきます。

大変申しわけない話でございますけれども、私も、この消費税の申告が漏れていたということに気づいたのが、つい——ついという言い方は変ですけれども、最近になってからというのが実情でございます。

そういった面からですね、今、いろいろな御指摘をいただいております内部統制についての事柄が抜けておったということは、否めないというふうに思っておりますし、業務マニュアルがしっかりしていなかったということであろうというふうに思っております。

こういった反省点を踏まえながら、今後は、このような事案が起こらないこと、また、仮に今、ミスが100%なくなるのがいいわけでございますけれども、こういったミスが起きた場合にはですね、高木副委員長御指摘のとおり、議会に報告をすることを第一に考えて、また、議会に報告するイコール市民の方に報告するということになるかというふうに思いますので、そういったことをしっかり今後はマニュアル化、そして、内部統制のガイドラインに沿った美祢市のあり方を検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（末永義美君） 質疑のほうはございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 今、市長の答弁にもあったんですが、要は、早期に、仮にミスがあっても、早期に対応ができるような体制っていうのも必要だろうと思うんですよね。

それで、午前中の議論の中でも申し上げたんですが、２７年度は無申告——申告しなかったことを気がついた時点で、やはり報告が欲しい。

例えばですね、これ今、２９年度の決算なんですが、２８年度のときに、２７年度分なんですから、本当は気がつかなければいけないですよね。議会も、それはもちろん気がつかなかったんだからって言われれば、私は同罪ってちょっと厳しいかなと思うんですが。

要するに、不用額について午前中も申し上げたんですが、工事費とか需用費とかって説明しながら、不用額が隣に出てる。どうしてしないんですかって言えば、１００万円以下って大野部長は言われたですよ。

決算審査に当たって、説明は、例えば１００万以上の不用額は説明しましょうとか、あるいはですね、何か内部規程をつくっておられると思うんですね。会計についていいですか、全然使わなかったよと。

でも、私、思うんですけれども、その一つ一つの事案とすれば、例えば、金額が１万円以下とかそんなのは別として、数十万円ぐらいあれば、これが少なくとも、１００万円以下だからってということで、また説明がなければ、８０％とか９０％とか、高い割合で不用額になってるっていうあたりは、私は内容だろうと思って、説明されれば、恐らくそういうふうな体制にしておれば、私は２８年の決算の時にですね、そういう説明はあって、我々も気がつくと思うんですよ。

反省を込めてですね、やっぱりそういうふうなところも、やはりあわせて、検討していただきたいというふうに思います。

○委員長（末永義美君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） ただいまの御質問でございます。

以前はですね、説明要領に基づいて、各課、各部統一的な説明の仕方ということでやっておりました。

今回、前回の説明に基づき、先ほど杉原局長が説明したと思うんですけど、これにつきましては、きちんと議会事務局とも調整しながら、説明要領的なものをもう一度

つくっていきたいと思いますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 私、間違えた。大野部長と言いましたよね。杉原局長——済みません。訂正しておきます。

○委員長（末永義美君） 質疑のほうはございせんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 本来なら、私は発言を控えるということになっております。

ですが、きょうほど監査委員、監査委員と言われたのはありません。中でも、午前中に、監査が優しかったと、こういう評価を受けました。日本語って難しいですね。「お人よし」と言ったら「ばか」っていうことやから、「優しい」ということは、「能力がない」っていうことなんですよ。

そこで、我々監査としても、住民監査請求を受けてから、非常に心を痛めたのは、まず私たちが、きちんとした報告を受けてなかったことが1点、これは仕方がないと思います。

しかし、監査委員として、まことに不甲斐ないんですが、見逃してしまった。このことについては、代表監査委員も含めて、ずっと責任を感じておりました。ですが、きょう優しいと言われたんで、ちょっと一言申し上げたいと思うんですが。

いわゆる法令遵守は、当然、お互いに守っていかなくちゃいけない。そういう面からして、監査委員がですね、これは、重大な過失じゃないと、こういう判断をしたことが、恐らく優しいという言葉だったと思うんですね。

そこで、ちょっと我々も、ずっと長い間、心に秘めておったのは、この責任をどうとるのかということで、代表監査委員さんと話しております。首を洗って待っております、私たちは。したがって、市長に申し上げておきますが、お二人とも責任をとりたいと、これを見逃したっていうのは重大な問題だと思います。

そこで、今月いっぱいをもって、我々は進退伺いを正式に出したいと、このように思っておりますので、きょう申し上げておきます。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございせんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今回の課題で、重大な過失があるとの説明が何件かありましたが、今、処分審査会を開くとの話もありましたが、処分の範囲がどこまでに及ぶのかわかりませんが、私としては行うべきではないと考えます。

全庁的な取り組む課題で、提案された議題について、チェックもできなかった我々

議員にも責任があると思います。もちろん、仕事をしっかりするのは当たり前です。職員といえども人間です。誰でも間違いはあると思います。処分の内容はわかりませんが、一人の責任ではなく全庁的なことだと思いますので、この点について、処分審査会を開くとの考えがありますが、そのお考えについてお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 三好委員の御質問にお答えをしたいと思います。

処分審査会は、もう既に開いております。この審査会、私は審査委員ではないんですけれども、審査会を開いて、その内容がもう既に出ております。

これにつきまして、最終的にこれが妥当かどうかというのはまた、専門家のほうに問い合わせてみたいというふうに思いますけれども、やはり、庁舎というか職員ですよね、職員のほうは職員のほうとして、ミスが起きたことは、間違いのない事実でございますし、これによって金額の大小は関係なく、市民にとっての利益が、損失が出たわけでございますので、ここはしっかりとした対処をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑のほうはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） なしということでよろしいですか。では、質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

午後 2 時 3 4 分休憩

午後 2 時 5 1 分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、委員会を再開します。

それでは、これより議案の討論、採決に入ります。

最初に、議案第 90 号平成 29 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 午前中からですね、大変多くの問題点を指摘をし、質疑をいたしました。

私は、この議案に対して、反対の立場っていいですか、不認定の立場で意見を申し上げます。大きく2点を申し上げます。

先ほどから、議員の中には、議会に対しても、議員も気がつかなかったっていうことで責任があるというふうな発言をされた方がおられますが、私は、会計年度における膨大な決算資料の中で、説明をされずにこのことに気づくっていうのは、なかなか難しいというふうに思っております。全くないとは申し上げませんが、そういうふうに思いますし、的確な情報の提供っていうのは、説明なり、当然、議会にあってしかるべきだというふうに思います。

それから、事務処理の対応の仕方ですが、私は、こういう事案が発生した時点で、それなりに——先ほども申し上げましたが、補正予算を組むなり、あるいは、それこそ専決もできるということのようですので、やはりこういうふうな、なるべく早期に、この問題点を解決できるような方法がとられるべきであったというふうに思います。

現状では、27年度の問題点が、まだ今29年度の決算をしているわけですが、30年度にも実質的には及ぶということでございますので、私は不適切であると言わざるを得ません。

まだいくつか、ないことはないんですが、以上2点を申し上げまして、この議案に対しては反対いたします。

○委員長（末永義美君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 私は、この認定に賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。

今回、平成27年度消費税の確定申告がなされていなかったことに伴い、無申告加算税、延滞税4万円が発生しました。無申告に対する責めは、住民監査請求に係る監査結果にもありますように、事業局職員の過失、その後の上下水道局内でのチェックが不十分であったことにあると思われます。

最終のチェックが行われるべき議会においても、平成29年9月議会の総務民生委員会で指摘できなかったことは、自戒の意味も含めて反省しなければならないと思います。

今、議会ではチェックすることが不可能だったのではないかに近いことを言われておりますが、説明がなかったのはなかったんですが、なければなかったなりに、不用額が158万7,800円もあったのですから、私たちのほうから質問するべきだっ

たと思います。

それから、平成２９年７月３１日と９月２９日に納付された金額１５９万２，５００円の不足分について、１，０００円追加された点についても、予算の流用規程に沿ったものでありますので、問題ないと思います。

消費税についての問題はありましたが、この議案第９０号の農業集落排水事業特別会計決算認定に賛成いたします。

○委員長（末永義美君）　引き続き、御意見のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山　隆君）　議案に関しましては、反対の立場で申し上げさせていただきます。

もう既に、今まで、今回の農業集落排水事業における会計処理についての問題点というのは、かなり浮き上がってきたのではないかと、このように思っております。

その中で、特に今回、監査委員の会計処理についてということでもありますけれども、法定申告納付期限までに、国に申告納付を行わなかったことは法令に違反し、事務処理を怠っていると言わざるを得ないと。市民の市政に対する信頼を損なうものであるにほかならないと、こういったところの監査が、厳しい、今回の会計処理について指摘がありまして、私も、そのような意見と同意見でありまして、そういったところからみますと、今回のこういった会計処理の問題点について、今回はこれをどう——賛成する立場であれば、今後とも、この監査についての取り組みが、私は一段と甘くなってしまうと、そういった面におきましては、今回、きちっと是々非々をしっかりと証明するためには、今回の農業集落排水事業特別会計に対しては反対ということをさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（末永義美君）　続いて、御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君）　ないようでしたら、それでは、これより議案第９０号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君）　挙手少数であります。よって、議案第９０号は不認定とされました。

次に、議案第８８号平成２９年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について

の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、本案について、原案のとおり認定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は原案のとおり認定されました。

引き続き、議案第 86 号平成 29 年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対の意見を述べます。

基金の残高が過去 5 年間をみましても、約 2 億 5,700 万の状態が続いています。29 年度の収支も 4 億 9,400 万円の黒字です。国保税の負担を軽くして、命と暮らしを守るべきだと思います。

以上、意見を述べます。この議案に反対の意見を述べました。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第 86 号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 89 号平成 29 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 本案について、原案のとおり認定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第 89 号は原案のとおり認定されました。

引き続き、議案第 91 号平成 29 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定につ

いての討論に入ります。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 議案に反対いたします。

要介護の１の方が要支援になるなど、特養には要介護３でないと入所できない。また、年金者の２８０万円以上の２割負担の導入、食事代、部屋代など、補足給付に条件をつけるなど、法律改正が行われました。

こういった新しい制度のもとで、進化、推進が図られようとしているように思います。医療と介護も社会の責任で行うという、原点に立ち返った制度の見直しが求められています。

以上申し上げ、意見といたします。

○委員長（末永義美君） そのほか御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第９１号を採決してまいります。

本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第９１号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第９２号平成２９年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 反対意見を述べます。

後期高齢者医療制度は、７５歳になった途端、それまでの公的医療保険から強制的に切り離されて、別立ての医療制度に囲い込むものです。保険料の軽減策も縮小されるなど、このような制度改悪には反対です。

年金の削減、また消費税の負担、物価が上昇するなど、高齢者の生活は厳しくなる中で、こうした高齢者を狙い打ちするやり方は、とても認められません。

以上、反対意見を述べます。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより、議案第９２号を採決してまいります。

本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第９２号は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案６件につきましての審査を終了しました。

そのほか委員の皆様から、所管事項につきまして、何かございましたら発言のほうをお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会します。

御審査、御協力まことにありがとうございました。お疲れさまでした。

午後３時０５分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年9月27日

総務民生委員長